



宮 崎 県 公 報

令和2年6月18日(木曜日) 第 115 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 2
- 救急病院の認定…………… (医療薬務課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (") 2
- 道路の区域の変更 (6件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (4件) …………… (") 4

頁

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可 (13件) …………… (農村整備課) 5
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 6
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年6月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成26年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第22号中

「 家族の連絡先(申請者が18歳未満の場合記入) 」	を	「 家族等の連絡先(申請者が18歳未満の場合記入) 」	に、
----------------------------------	---	-----------------------------------	----

「
3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。
」

「
3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で、1年以内に撮影したものであること。
」

別記様式第23号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 488号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
しおはま調剤薬局	延岡市塩浜町4丁目17番2	令和2年4月30日

宮崎県告示第 489号

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302812	大貫リバーサイド訪問介護事業所	宮崎県延岡市大貫町5丁目1713番地	株式会社メディカル東九	宮崎県延岡市鶴ヶ丘2丁目2002番地2	令和2年5月1日	訪問介護
4570800757	静和園短期入所生活介護事業所	宮崎県西都市清水792番地1	日章福祉会	宮崎県宮崎市丸島町2番36号	令和2年5月1日	短期入所生活介護
4572100743	介護付有料老人ホーム海の館	宮崎県東臼杵郡門川町中須1丁目3-7	有限会社アシスト企画	宮崎県延岡市平原町3丁目1222番地4	令和2年5月1日	短期入所生活介護

宮崎県告示第 491号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570800757	静和園短期入所生活介護事業所	宮崎県西都市清水792番地1	日章福祉会	宮崎県宮崎市丸島町2番36号	令和2年5月1日	介護予防短期入所生活介護
4572100743	介護付有料老人ホーム海の館	宮崎県東臼杵郡門川町中須1丁目3-7	有限会社アシスト企画	宮崎県延岡市平原町3丁目1222番地4	令和2年5月1日	介護予防短期入所生活介護

宮崎県告示第 492号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人明成会吉松病院	都城市蔵原町5街区29号

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年7月24日から令和5年7月23日まで

宮崎県告示第 490号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4572001495	三日月原デイサービスゆたっと	宮崎県児湯郡都農町川北三日月原1141-5番地	医療法人社団慶城会	宮崎県日向市塩見11652番地	令和2年5月31日	通所介護

宮崎県告示第 493号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字中尾字的場529番3から同市同大字同字 532番9まで	旧	6.0～46.9	537.0
				新	6.0～46.9	537.0
					7.0～46.9	649.6

宮崎県告示第 494号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
45	県道	御池都城線	都城市乙房町1858番3地先から同市同町 380番1地先まで	旧	12.6～23.7	158.8
				新	15.4～35.6	158.8

宮崎県告示第 495号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤谷線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所後川2056番地先から同郡同町同大字同字2070番3地先まで	旧	3.9～7.0	102.2
				新	6.4～11.7	102.2

宮崎県告示第 496号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字分城字祝野本39番43地先から同郡同町同大字同字38番3地先まで	旧	10.8～36.1	44.0
				新	10.8～36.1	44.0

宮崎県告示第 497号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 215番1 地先から同 郡同村同大 字同字 215 番1 地先ま で	旧	9.2～ 24.0	137.6
				新	21.8～ 39.8	137.6

宮崎県告示第 498号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 18 日から同年 7 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 市木字山ノ 口2986番51 地先から同 市同大字同 字2986番51 地先まで	旧	10.7～ 20.9	30.0
				新	25.9～ 32.6	30.0

宮崎県告示第 499号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 18 日から同年 7 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	小林市堤字 所返3621番 16地先から 同市堤同字 3622番 1 地 先まで	令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県告示第 500号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 18 日から同年 7 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字後 川2056番地 先から同郡 同町同大字 同字2070番 3 地先まで	令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県告示第 501号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 18 日から同年 7 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本39番43地 先から同郡 同町同大字 同字38番 3 地先まで	令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県告示第 502号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 18 日から同年 7 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山	串間市大字	令和 2 年 6 月 18 日

本城線	市木字山ノ 口2986番51 地先から同 市同大字同 字2986番51 地先まで
-----	---

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）宮崎駅西口開発
宮崎市老松二丁目2番16号 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和2年1月31日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和2年6月18日から令和2年7月20日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）から令和2年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飫肥酒谷土地改良区（日南市）から令和2年4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）から令和2年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今町土地改良区（都城市）から令和2年4月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）から令和2年4月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上下水流土地改良区（都城市）から令和2年4月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）から令和2年4月7日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）から令和2年4月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から令和2年4月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、畝倉土地改良区（えびの市）から令和2年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から令和2年4月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上方土地改良区（えびの市）から令和2年4月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）から令和2年3月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、三股町長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量 (デジタルカラー撮影、地図情報レベル 1000)
- 2 作業地域
三股町全域
- 3 作業期間
令和 2 年 6 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 落札に係る調達件名及び数量
新県立宮崎病院 厨房機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 6 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京医療化学株式会社 東京都品川区西五反田 1 丁目 14 番 1 号
- 5 落札金額
176,000,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 4 月 16 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 10 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 2 年 6 月 18 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3 号警備業務	令和 2 年 9 月 1 日 (火) から 9 月 10 日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。)	20 人

- 2 講習の対象者

講習の対象者は、法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育

責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
 - (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話 0985-58-1570
 - 4 受講申込書の提出方法等
 - (1) 提出先
受講申込者の住所を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。
 - (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3 号警備業務	令和 2 年 7 月 6 日 (月) から 7 月 17 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

- (4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (7) 2 の (1) に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (i) 2 の (2) に該当する者
検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の

区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(g) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(i) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(h) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年6月1日現在次のとおりである。

令和2年6月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,234人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,959人

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年6月1日現在次のとおりである。

令和2年6月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	110,946人
都城市選挙区	45,106人
延岡市選挙区	34,247人
日南市選挙区	14,903人
小林市・西諸県郡選挙区	15,271人
日向市選挙区	16,914人
串間市選挙区	5,158人
西都市・西米良村選挙区	8,815人
えびの市選挙区	5,443人
北諸県郡選挙区	6,891人
東諸県郡選挙区	7,495人
児湯郡選挙区	19,189人
東臼杵郡選挙区	7,861人
西臼杵郡選挙区	5,658人

--	--